

I 調査の概要

学校基本調査（基幹統計調査）は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づいて文部科学省が所管し、昭和 23 年以降、毎年実施している調査である。

なお、この報告書に掲載された数値は速報値であり、後日、文部科学省から発刊される学校基本統計（学校基本調査報告書）（全国版）の数値が、確定値となる。

1 調査の目的

学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。

2 調査期日

令和 3 年 5 月 1 日現在。

ただし、「卒業後の状況調査」は令和 2 年度間の卒業者について、令和 3 年 5 月 1 日現在。

3 調査範囲

- ・ 県内の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校
- ・ 学校教育法第 18 条に基づく不就学の学齢児童及び学齢生徒等

4 調査種類及び調査事項

- (1) 学校調査 : 学校数、児童・生徒・園児数、教員数、職員数等
- (2) 卒業後の状況調査 : 卒業者の進学、就職等の状況（※本速報には掲載していない）
- (3) 学校施設調査 : 学校建物・土地面積（※本速報には掲載していない）
- (4) 不就学学齢児童生徒調査 : 就学免除・就学猶予者数、居所不明者数、年間死亡者数
(※本速報には掲載していない)

5 用語の定義

- (1) 学校数 本校及び分校の数（休校中の学校を含む）。
- (2) 特別支援学級 学校教育法第 81 条第 2 項各号に該当する児童・生徒で編制されている学級をいう。
- (3) 高等学校専攻科 .. 高校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別な事項を教授し、その研究の指導を目的として設けられた修業年限 1 年以上の課程をいう。
- (4) 専修学校の課程
 - ① 高等課程 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者を入学資格とする課程をいう。
 - ② 専門課程 高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者を入学資格とする課程をいう。
 - ③ 一般課程 特に入学資格を定めない課程をいう。

